

インターネット・ドメイン取得代行サービス利用規約

株式会社エスイージェー（以下「甲」といいます）は、甲が運営するインターネット・ドメイン取得代行サービス（以下「本サービス」といいます）をご利用いただくにあたり、会員（以下「乙」といいます）の皆様以下に以下のサービス規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1章 総則

第1条 定義

〔本規約〕… インターネット・ドメイン取得代行サービス 利用規約

〔甲〕… 株式会社エスイージェー

〔乙〕… 利用申込者

〔本サービス〕… インターネット・ドメイン取得代行サービス

〔入会〕… 本サービスユーザー登録およびID取得

〔契約〕… ドメイン名の取得、ドメインのレジストラ移管完了、汎用JP指定事業者変更完了および移転完了によるドメイン名管理、インターネットホスティング

〔契約申請〕… ドメイン名の新規申込み、ドメインのレジストラ移管、汎用JP指定事業者変更および移転申請、インターネットホスティングサービス新規申込み

〔契約開始〕… ドメインの取得完了、ドメインのレジストラ移管の完了、汎用JP指定事業者変更および移転の完了、インターネットホスティングサービスID登録完了

〔契約終了〕… ドメインの有効期限満了による契約終了

〔退会〕… ID削除による本サービスの利用終了

第2条 規約の適用

甲がインターネットを通じ提供する本サービスをご利用いただくにあたり、本規約を定めます。

また、乙は新規入会、新規契約および利用継続中において、本規約に同意されているものとみなします。この本規約に同意いただけない場合は、本サービスを利用することができません。

汎用JPドメイン以外の契約は、甲の上位レジストラである eNom Inc. との契約によって行われているため、汎用JPドメイン以外の契約を申請する際、乙は下記のページに掲載されている規約に同意するものとします。

■ ENOM, INC. TERMS AND CONDITIONS (英語)

>> <http://www.enom.com/terms/default.asp>

汎用JPドメインの契約は、甲と株式会社日本レジストリサービスとの契約によって行われているため、汎用JPドメインの契約を申請する際、乙は下記のページに掲載されている規則に同意するものとします。

■ JPドメイン名登録サービスに関するドキュメント

>> <http://jprs.jp/doc/>

第3条 本規約の適用および変更

〔1〕甲がオンラインまたはその他の手段を通じ、随時乙に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとします。

〔2〕甲は本規約をいつでも変更、追加、削除することができるものとします。この場合、甲が合理的と判断する方法により乙に通知します。

〔3〕本規約が変更されたことが通知された後に、乙が新規契約および契約更新を行った場合は、本規約の変更を承諾したものと見なします。

第4条 付加サービス

甲は、本サービス以外に付加サービスを乙に提供することがありますが、当該付加サービスの利用に関する詳細および規約は別途定められた規定に従うものとします。付加サービスに関する事項で、付加サービスの規約に定めのない事項については、本規約の規定を準用するものとします。

第2章 利用申し込み等

第5条 利用申し込みと契約の成立

【1】乙は本規約を承諾の上、甲が指定する手続きに基づき本サービスに入会し、新規契約申請を行うものとします。

【2】他社にて管理が行われているドメインを、本サービスにて利用を希望する場合、乙は本規約を承諾の上、甲が指定する手続きに基づき本サービスに入会し、レジストラ移管申請、汎用 JP ドメイン指定事業者変更および移転を行うものとします。

a) 甲が乙の入会およびレジストラ移管申請、汎用 JP ドメイン指定事業者変更および移転を受付けた場合、乙に対して受付けた旨を通知します。

b) 移管・移転・変更元レジストラおよび指定事業者と甲および甲上位レジストラ双方の承認が完了した時点で、契約が成立するものとします。

c) 甲にてレジストラ移管申請、汎用 JP ドメイン指定事業者変更および移転の完了が確認できた時点で、乙に対してその旨を通知するものとします。

第6条 甲による入会の取消

【1】本サービスの入会后、乙が以下のいずれかに該当することが判明した場合、甲は乙に対して通知、催告を行った上で、5日以内に是正が行われない場合、甲の判断により入会を取り消すことができるものとします。それにより甲および第三者が損害を被った場合、乙は甲および第三者に損害を賠償するものとします。

a) 過去に規約違反などにより、乙に対し資格の取消、除名処分が行われていることが判明した場合

b) 甲に対して虚偽の申告が発覚した場合

c) ID およびパスワードを不正に使用した場合

d) 乙が本サービスを利用することにより、本サービス、システムの運営上、その妨げになる可能性があるとして甲が判断した場合

e) 甲が提供するサービスを介して第三者に迷惑行為を行い、当該第三者より甲に多数の抗議が寄せられた場合

f) 他者の著作権・商標権・知的財産権等を侵害するおそれのある行為

g) 公職選挙法に違反するおそれのある行為

h) 無制限連鎖講（ネズミ講）を開設または勧誘する行為

i) 他者に対し、無差別または大量に電子メールを送信する行為

j) 他者もしくは甲の保有するデータ等を破壊、改ざんする目的で作成された悪質なコンピュータ・プログラム等を送信する行為

k) わいせつな画像を表示したり、その他公序良俗に違反するおそれのある行為

l) 本契約のいずれかの条項に違反した場合

m) その他甲が独自の判断基準で、乙の本サービスの利用が甲および乙以外の利用者に不利益であると判断した場合

第7条 甲による契約の取消・不成立

【1】本サービスの契約申請後契約が開始したか否かを問わず、乙が以下のいずれかに該当することが判明した場合、甲は通知、催告を行った上で、本契約を取り消す、または本契約を不成立とすることができるものとします。

a) 上位レジストラ、レジストリおよび ICANN 規則に反する行為が甲にて確認できた場合

b) 甲が指定する期日までに利用料金の入金を確認されない場合

c) 甲が指定する通りに当サービス利用の申し込み手続および契約開始手続を行わなかった場合

d) 甲上位レジストラおよびレジストリにより規制されている場合

第8条 契約期間

契約期間は、基本的に1年とします。甲乙双方合意の上でさらに1年ずつ更新するものとします。ただし、上位レジストラおよびレジストリにて最低利用年数及び最大利用年数が設定されているドメインは、指定された契約年数に従うものとします。

第9条 利用の継続

【1】利用の継続については、本サービスの契約が終わる当月甲から乙に通知を行い、双方の意思確認の上で1年間の更新となります。

【2】当該期間満了前までに、乙が自身で、甲が指定する手続きに基づき次回契約更新の手続きを行い、更新料金を支払い、甲がその入金を確認した時点で、契約更新の手続きを完了することとします。

【3】契約更新分の利用料金の入金が甲にて確認できない場合、甲は乙に利用継続の意思が無いものと判断し、本契約を更新しないものとします。

第10条 変更の届け出

乙は申し込み時に乙自身で登録した ID 以外の内容に変更があった場合、直ちに甲へ通知する義務を負います。

第 11 条 契約・利用の停止

以下の場合、甲は理由の如何に関わらず乙に対する本サービスの提供を直ちに中止し、乙に対し会員資格の停止処分または除名処分を行うものとします。また、規約違反により甲に損害を与えた場合には、甲が乙に対し損害賠償請求をすることができることとします。

- [1] 乙が甲に対して虚偽の申告をした場合
- [2] 乙が契約に違反する行為を行った場合
- [3] 本規約第 15、16 条に定める通り料金の支払いが無い場合
- [4] その他甲が乙の本サービスの利用について不適切と判断した場合

また、上記理由でサービスの提供を中止したことにより乙に生じた損害などについては、甲は一切責任を負わないものとします。

第 12 条 乙による解約

- [1] 乙は本サービスにおける利用契約を解約する場合、1 ヶ月前に甲に通知するものとします。通知日から解約希望日までが 1 ヶ月を切っている場合、ドメインの移管手続きなどが解約希望日に間に合わないことがあります。
- [2] 解約の届け出を甲が確認した日が契約期間中の場合は、契約満了日をもって解約とします。契約期間満了日前の解約は、サービスの性質上、行うことができません。
- [3] 既に甲に支払ったすべての料金の返金は、サービスの性質上一切行われぬものとし、乙はこれを了承します。

第 13 条 甲からの通知など

- [1] 通知などを行う必要があると判断した場合、電子メールまたは甲のインフォメーションページに掲載するなど、甲が適当と判断する方法により随時通知等をするものとします。
- [2] 前項に置ける電子メールの通知に当たっては、乙が申し込み時に指定した電子メールアドレスを通知先アドレスとします。
- [3] 甲が前項の通知などを本サービスのホームページ上で行う場合は、当該通知などをホームページに掲載した日から起算して 1 週間を経過した日をもって、乙に当該通知などが到達したものとみなします。また、電子メールによって通知などを行う場合には、甲が乙に対して電子メールを発信した時点をもって、乙に当該通知などが到達したものとみなします。

第 14 条 本サービスの提供範囲の設定

甲は、乙ごとに本サービスの提供範囲の制限を設定または変更することがあります。

第 3 章 料金等

第 15 条 利用料金

- [1] 利用料金は、甲が別途料金表に定める料金を適用します。
- [2] 甲は、乙の承諾無く料金の変更が行うことができるものとします。
- [3] 利用料金に変更がある場合は、甲は迅速に乙に通知するものとします。
- [4] 乙から甲に支払われた本サービスに関する一切の料金などは、いかなる理由を問わず返金しないものとします。

第 16 条 支払い

- [1] 利用料金の支払は、基本的に金融機関を通じて振込むものとします。
- [2] 金融機関に支払う振込手数料その他の手数料は、基本的に乙の負担とします。
- [3] 乙が甲の指定する支払い方法以外で入金する場合は、直ちにその旨を甲に連絡するものとします。
- [4] 甲の指定する支払い方法以外で入金した場合など乙の過失を要因とする場合、甲が乙の入金した事実を確認できない場合、乙またはほかの第三者が被った損害について、甲は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条 料金改定

甲は、乙の承諾を得ることなく料金を改定する場合は有り、乙はこれに同意することとします。また、改定後の料金体系は、契約更新時に適用されるものとします。

第4章 サービスの中止・停止など

第18条 本サービスの内容の変更および停止・中止

甲は、乙への事前の通知を行わずに本サービスの内容の変更、または本サービスの停止もしくは中止することがあります。この変更、停止、中止等については、甲が合理的と判断する手段を通じて発表するものとします。

第19条 本サービスの一時的な中断

甲は、下記に該当する場合には、乙に事前に通知することなく一時的に本サービスを中断する場合があります。また、甲は以下の事由により本サービスの提供の遅延または中断が発生したとしても、これに起因する乙またはほかの第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

- [1] 弊社・上位レジストラ・レジストリにおいてシステム(通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む)の保守、点検、修理、変更を定期的または緊急に行う場合
- [2] 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- [3] 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- [4] 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等不測の事態により本サービスの提供ができなくなった場合
- [5] 法令による規制、司法命令などが適用された場合
- [6] その他運用上、技術上甲が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

第20条 本サービスの廃止

- [1] 甲は、上位レジストラや業務上の都合により、乙に対して提供している本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- [2] 甲は、前項において定める本サービスの廃止を行う場合には、その1ヶ月前にその旨を、甲が適当と判断する方法により乙に通知します。
- [3] 甲は本サービスの廃止により乙に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第5章 利用上の責務

第21条 乙の設備など

乙は、本サービスを利用する為に必要な通信機器やソフトウェア、通信回線などのすべてを乙の責任と乙の費用で準備し、操作、接続等をするものとします。

第22条 IDおよびパスワードの管理責任

- [1] 乙は、本規約に基づき登録した ID およびパスワードの管理、使用についての責任を持つものとし、第三者により ID およびパスワードの不正使用等があった場合、乙が一切の責任を負うものとします。
- [2] 甲は、乙の前項に反する行為が判明した場合または甲が乙の行為が前項に反する行為と判断した場合、事前の通知なしに当該乙の ID およびパスワードを使用停止できるものとします。また、緊急の必要ある場合、甲は乙の承諾なしに ID およびパスワードを削除できるものとします。その場合、乙が本サービスを利用できず損害が発生しても、甲は一切の責任を負わないものとします。

第23条 乙の義務および責任

- [1] 乙は、本契約を理解しその履行に努めこれを厳守するものとします。
- [2] 甲が、乙の本サービスの利用に関して第三者から異議、申し立て、請求を受けた場合、乙は弁護士費用を含めすべての責任を負うことに同意するものとします。

第24条 ドメイン紛争について

本サービス中のドメイン取得代行サービスに契約の際、「ドメイン紛争についての規約」を熟読し、同意するものとします。乙が第三者より当サービス利用に対し異議を申し立てられた場合、その時点での ICANN 統一ドメイン紛争方針 (UDRP) に従うことに同意するものとします。その際、乙は甲および上位レジストラに補償を行い、且つ甲および上位レジストラが免責されることに同意するものとします。

Whois 情報代理公開が適用されたドメインに対し紛争が発生した場合、甲は乙に Whois 情報代理公開を停止する旨を連絡し、乙は速やかに Whois 情報の変更に同意するものとします。

■ Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (ICANN) 原文

>> <http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>

■ Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (JPNIC) 翻訳文

>> <ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnict/translation/icann-udrp-policy-j.txt>

第 25 条 Whois 情報代理公開

乙はドメイン登録時および会員専用ページより上位レジストラおよびレジストリにより規定されている範囲内で、甲 Whois 情報を代理公開することができるものとします。ドメインの Whois 情報代理公開の中止および再適用は、会員専用ページにて乙が自身でその変更を行うこととします。

Whois 代理公開にて甲情報を公開中は、以下の事項を了承するものとします。

- [1] Whois 情報代理公開中、ドメイン名の使用权は乙ですが、所有権は甲にあり、甲がドメイン名を管理することとします。
- [2] Whois 情報代理公開中は、レジストラの移管ができないこととします。
- [3] Whois 代理公開中に甲が受信した電話、FAX、郵便、メール等の転送は行わないこととします。但し、ドメイン紛争発生時等緊急に連絡が必要な場合はその限りではありません。
- [4] Whois 代理公開中に、第三者から Whois 情報を基にドメイン名利用に対する異議申し立ておよび紛争申し立てが行われた場合や、ドメイン名を利用して迷惑メールの送信や不正なウェブサイトの開設を行うなど、不適切な Whois 情報代理公開利用が発見された場合、甲は乙に確認通知を行い、対処を求めるものとします。甲が通知してから起算して 5 日までに是正が確認できない場合もしくは連絡のない場合、甲の判断により、Whois 情報代理公開を停止し且つ乙に対応を求めることに同意するものとします。
- [5] ICANN、レジストリおよび上位レジストラにより Whois 代理公開の見直し、禁止および廃止が行われた場合、甲が代理公開条件の変更や公開中止を行うことに承諾するものとします。

第 6 章 甲の義務

第 26 条 ドメイン取得代行の責任

[1] 甲は本サービス用設備を、本サービスが円滑に提供されるよう維持運営することに勤めます。但し、不測の事態により本サービスが利用できない場合があることを、乙はあらかじめ了解するものとします。

第 27 条 甲の義務および責任

- [1] 甲は乙からのサービス依頼を受理し、ドメイン名の登録、管理、更新を、上位レジストラおよびレジストリにて自動システムもしくは手動で遂行します。
- [2] 甲は乙に対し、電話・オンラインにてサポートを提供します。

第 28 条 個人情報等の保護及び法令遵守

- [1] 甲は個人情報等を、原則として乙本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しません。甲が取得した乙の個人情報は、別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱われます。
- [2] 甲は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- [3] 甲は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると甲が判断するときは、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができます。

第 7 章 損害賠償等

第 29 条 損害賠償

- [1] 甲は、乙に対し、本サービスの利用により発生した一切の損害について、原則としていかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務もないものとします。万一、甲の故意または重過失が理由で乙に損害が発生した場合は、損害賠償責任を負うものとします。その場合、乙が甲に過去 2 年間支払ったサービス利用料金をその賠償額の上限とします。
- [2] 甲が乙の登録、掲載した情報を削除し、乙の資格を停止、抹消し、本サービスを停止、中断、中止等したことにつき、甲は事由のいかんを問わず一切の損害賠償義務を負わないものとします。
- [3] 乙が本サービスの利用によって他の本サービス利用者や第三者に対して損害を与えた場合、乙は自己の責任と費用を

もって解決し、甲に損害を与えることのないものとします。

〔 4 〕本サービスの提供範囲外の施設を利用し、明らかに違法または公序良俗に反する行為やメールの大量配信を行った結果、本サービスの運営に影響が生じた場合、甲は刑事告発又は損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 30 条 免責事項

〔 1 〕甲は、本サービスの内容、および、乙が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

〔 2 〕本サービスに基づくサービスの提供の遅滞、変更、中止若しくは廃止、または本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失若しくは消失等その他本サービスの利用に関連して乙に損害が発生した場合は、甲の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負いません。甲の故意または重過失による損害賠償額については、本規定第 29 条第 1 項の範囲内においてのみ責任を負うものとします。

〔 3 〕甲は、以下の事項に起因して発生する可能性のある損失について、甲および上位レジストラは、乙あるいは第三者に損害が生じた時があっても、その一切の責任を負わないものとします。

- a) 当規約に基づき行われた契約解除およびドメイン名登録取消
- b) ドメイン名登録や更新の未完了、不可および損失
- c) 申し込み処理
- d) クレジット決済処理
- e) ドメイン情報の操作処理
- f) 料金支払いの滞りおよび確認不可
- g) Whois 情報代理公開中に起こり得る、ドメイン管理に関するあらゆる問題
- h) 乙の文字列入力ミスなど、誤申請によるドメイン名登録、Whois 公開情報、レジストラ移管、汎用 JP ドメイン指定事業者変更および移転の完了
- i) 甲と上位レジストラおよびレジストリ間の登録システムのデータ遅延、不配布および誤配布
- j) 甲と乙の間の電子メールおよびデータの遅延、不配布および誤配布
- k) 甲の登録システムにおける処理の異常、中断、停止、遅延
- l) 甲および上位レジストラ合理的な制御を超える事由
- m) 上位レジストラおよびレジストリの仕様変更
- n) あらゆる非常事態の発生による損失
- o) ドメイン紛争処理方針の適用
- p) 甲営業上の停止、損失

第 8 章 雑則

第 31 条 著作権、知的財産権

〔 1 〕甲は、乙の契約が第三者の所有する著作権、商標権、意匠権等の知的所有権を有する著作物等に抵触しているか否かについては調査せず、甲はこれについて一切関与しないものとします。

〔 2 〕前項に違反して問題が発生した場合、乙は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、甲に何等の損害を与えないものとします。

第 32 条 準拠

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 33 条 協議および管轄裁判所

〔 1 〕本登録規約の解釈を巡って疑義が生じた場合、甲は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとします。

〔 2 〕本登録規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め合意します。